

登録教習機関の登録の公示について

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という）第22条の2の規定に基づき登録教習機関から登録事項変更届出書の提出があり、下記のとおり登録の変更をしたので登録省令第25条の3第2項により次のとおり公示する。

記

1 登録番号

第153号（金沢市立工業高等学校：ガス溶接技能講習）

2 登録事項の変更年月日及び変更内容

（1）令和2年4月1日

代表者の氏名 （変更前）小酒 直明 （変更後）田鶴 直人

（2）令和4年4月1日

代表者の氏名 （変更前）田鶴 直人 （変更後）西東 直人

令和7年6月13日

石川労働局長

